

魚津市告示第131号

魚津市骨髓バンクドナー助成金交付要綱の一部改正について
魚津市骨髓バンクドナー助成金交付要綱（令和4年魚津市告示第109号）
の一部を次のように改正する。

令和6年6月28日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条－第3条 (略)</p> <p>(助成対象者)</p> <p>第4条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>有給の</u>ドナー休暇制度を設けている企業、団体等に属する者でないこと。</p> <p>(4)－(6) (略)</p> <p>(助成金の額)</p> <p>第5条 助成金の額は、1回の骨髄等の提供につき、次に掲げる骨髄等の提供のための通院、入院及び面接（骨髄等の採取又はこれに関連した医療処置によって生じた健康被害に係るものを除く。）の日数（7日を上限とする。）に2万円を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)－(4) (略)</p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、骨髄等の</u>提供に関し、骨髄バンクが必要と認める面接、通院及び入院であって、市長が認めるもの</p> <p>(交付申請)</p> <p>第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、骨髄等の提供が完了した日又は中止となった日から90日以内に、魚津市骨髄バンクドナー助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</u></p> <p>(交付決定及び額の確定)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2－4 (略)</p> <p>5 市長は、<u>前条</u>の規定による申請を受理した翌日から起算して30日以内に<u>前項</u>に基づく通知をするよう努めるものとする。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(交付決定の取消及び助成金の返還)</p>	<p>第1条－第3条 (略)</p> <p>(助成対象者)</p> <p>第4条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) ドナー休暇制度を設けている企業、団体等に属する者でないこと。</p> <p>(4)－(6) (略)</p> <p>(助成金の額)</p> <p>第5条 助成金の額は、1回の骨髄等の提供につき、次に掲げる骨髄等の提供のための通院、入院及び面接（骨髄等の採取又はこれに関連した医療処置によって生じた健康被害に係るものを除く。）の日数（7日を上限とする。）に2万円を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)－(4) (略)</p> <p>(5) <u>その他骨髄等の</u>提供に関し、骨髄バンクが必要と認める面接、通院及び入院であって、市長が認めるもの</p> <p>(交付申請)</p> <p>第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、骨髄等の提供が完了した日又は中止となった日から90日以内に、魚津市骨髄バンクドナー助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>その他市長が必要と認める書類</u></p> <p>(交付決定及び額の確定)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2－4 (略)</p> <p>5 市長は、<u>前条第1項</u>の規定による申請を受理した翌日から起算して30日以内に<u>第4項</u>に基づく通知をするよう努めるものとする。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(交付決定の取消及び助成金の返還)</p>

改正後	改正前
<p>第9条 市長は、交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。</p>	<p>第9条 市長は、交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、市長が交付を不相当と認めた場合</u></p>	<p>(2) <u>その他市長が交付を不相当と認めた場合</u></p>
<p>第10条 (略)</p>	<p>第10条 (略)</p>
<p>様式第1号 【別記】</p>	<p>様式第1号 【別記】</p>
<p>様式第2号—様式第4号 (略)</p>	<p>様式第2号—様式第4号 (略)</p>

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

申請者 住所
氏名
電話番号

魚津市骨髓バンクドナー助成金交付申請書

魚津市骨髓バンクドナー助成金の交付を受けたいので、魚津市骨髓バンクドナー助成金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請内容

フリガナ		生年 月日	年 月 日
氏名			
骨髓等の提供日 又は中止日 における住所	〒 魚津市		
勤務先	名称 所在地 電話番号		
対象期間	年 月 日から 年 月 日まで		
申請日数 (上限7日)	日	骨髓等の提供 日又は中止日	年 月 日
申請金額	日×20,000＝ 円（上限14万円）		
<p>私は、私の所属する企業・団体等に有給のドナー休暇制度がないこと、他の地方公共団体等から同種の助成金等の交付を受けていないこと及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員若しくは同条第2号に規定する暴力団又はこれらの者と密接な関係を有している者でないことを誓約します。また、審査に必要な情報（住民基本台帳、市税等納付状況、勤務先等）の提供及び調査に同意します。</p>			
年 月 日		署名（自署）	

2 添付書類

- (1) 骨髓バンクが発行する骨髓等の提供に係る面接、通院及び入院を行ったこと並びにその日数を証する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

魚津市長 あて申請者 住所
氏名
電話番号

魚津市骨髓バンクドナー助成金交付申請書

魚津市骨髓バンクドナー助成金の交付を受けたいので、魚津市骨髓バンクドナー助成金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請内容

フリガナ		生年 月日	年 月 日
氏名			
骨髓等の提供日 又は中止日 における住所	〒 魚津市		
勤務先	名称 所在地 電話番号		
対象期間	年 月 日から 年 月 日まで		
申請日数 (上限7日)	日	骨髓等の提供 日又は中止日	年 月 日
申請金額	日×20,000＝ 円（上限14万円）		
<p>私は、私の所属する企業・団体等にドナー休暇制度がないこと、他の地方公共団体等から同種の助成金等の交付を受けていないこと及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員若しくは同条第2号に規定する暴力団又はこれらの者と密接な関係を有している者でないことを誓約します。また、審査に必要な情報（住民基本台帳、市税等納付状況、勤務先等）の提供及び調査に同意します。</p>			
年 月 日		署名（自署）	

2 添付書類

- (1) 骨髓バンクが発行する骨髓等の提供に係る面接、通院及び入院を行ったこと並びにその日数を証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

附 則

この告示は、公表の日から施行する。